

## 胎内市移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、胎内市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して行う胎内市移住・就業等支援事業に関して、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の交付金額は、2人以上の世帯（以下「複数人世帯」という。）の交付申請の場合にあつては最大100万円、単身の世帯（以下「単身世帯」という。）の交付申請の場合にあつては最大60万円とする。ただし、複数人世帯の交付申請の場合であっても次条第2項の要件を満たさないときは、単身世帯とみなす。

2 移住支援金は、胎内市中小企業等支援事業補助金交付要綱（平成30年告示第42号）第2条第6号に規定するはたらく支援事業に係る補助金と重複して受けることはできない。

### (対象者要件)

第3条 移住支援金の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件として、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

（ア）胎内市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ、東京23区

内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 胎内市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以後に、胎内市に転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をしたこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、胎内市に転入後3か月以上1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上、胎内市に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件として、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 胎内市暴力団排除条例（平成23年条例第23号）に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

(ウ) その他新潟県又は胎内市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業又は起業に関する要件として、次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件として、次の(ア)から(キ)までのいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が県実施要領第5の2(1)に規定するマッチングサイト（以

下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲載した法人(以下「移住支援金対象法人」という。)であること。

(ウ) 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職を務めている移住支援金対象法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金対象法人に就業し、移住支援金の交付申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。

(オ) (イ)に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 移住支援金対象法人に、移住支援金の交付申請の日から起算して5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 起業に関する要件として、県実施要領第6に規定する起業支援事業に係る起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けてから1年以内であること。

2 前項に規定するもののほか、複数人世帯の申請の場合には、複数人世帯に関する要件として、次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 移住支援金の交付を申請する者(以下「移住支援金申請者」という。)を含む2人以上の世帯員が移住元において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員が移住支援金の交付申請時において、移住支援金申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(3) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以後に、胎内市に転入したこと。

(4) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の交付申請時において、胎内市に転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 移住支援金申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、胎内市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の交付を希望する者は、胎内市移住支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

添付書類	備考
(1) 写真付き身分証明書の写し	
(2) 移住元の住民票除票の写し(複数人世帯の場合の移住支援金の交付を申請する場合は、世帯員分を含む。)	
(3) 振込先が確認できる預金通帳の写し	
(4) 就業先法人の就業証明書(様式第2号)又は起業支援金の交付決定通知書の写し	
(5) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は法定の退職証明書及び離職票(移住元の在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)	雇用される者として東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。以下この表において同じ。)から東京23区に通勤していた場合に添付する。
(6) 開業届出済証明書等(移住元の在勤地を確認できる書類)	個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合に添付する。
(7) 個人事業主等の納税証明書(移住元の在勤期間を確認できる書類)	個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合に添付する。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、移住支援

金を交付することが適当と認めるときは、速やかに胎内市移住支援金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）を当該申請者に交付し、移住支援金を交付するものとする。

- 2 市長は、審査の結果、移住支援金を交付することが不適當であると認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第6条 移住支援金申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、胎内市移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書に再交付である旨を記載し、当該申請者に交付するものとする。

（返還請求）

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定めるとおり移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用法人の倒産、災害、病気等その対象となる移住支援金の受給者においてやむを得ない事情があるものとして胎内市が新潟県と協議して認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等を行っていた場合 全額

(2) 移住支援金の交付申請の日から3年未満のうちに胎内市から転出した場合  
全額

(3) 移住支援金の交付申請の日から1年以内に移住支援金の交付要件を満たさず職を辞した場合 全額

(4) 起業支援金に係る交付決定を取り消された場合 全額

(5) 移住支援金の交付申請の日から3年以上5年以内に胎内市から転出した場合  
半額

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、胎内市が新潟県と協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年2月6日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第3条第1項第1号アの規定は、施行日以後に転入した者について適用し、施行日前に転入した者については、なお従前の例による。